

主な国内・国際障害者スポーツ大会

○全国障害者スポーツ大会

平成13年度から、それまで別々に開催されていた身体に障害のある人と知的障害のある人の全国スポーツ大会が統合され、全国障害者スポーツ大会として開催されています。平成20年度からは、精神障害者のバレーボール競技が正式種目に加わり、全国の身体、知的、精神に障害のある方々が一堂に会して開催される大会となっています。本大会は、障害のある選手が、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、国民体育大会（本大会）の直後に、当該開催都道府県で行われています。

平成24年度の第12回大会は、岐阜県において開催されました。

なお、平成25年度の第13回大会については、東京都で開催される予定です。



全国障害者スポーツ大会（第12回ぎふ清流大会）

○全国ろうあ者体育大会

本大会は、聴覚に障害のある人が、スポーツを通じて技を競い、健康な心と体を養い、自立と社会参加を促進することを目的として、昭和42年度から開催されています。

夏季大会は、平成23年度に千葉県で第46回大会が開催されました。平成25年度の第47回大会については、富山県で開催される予定です。

冬季大会は、平成21年度に北海道で第41回大会が開催されました。平成25年度の第42回大会については、栃木県で開催される予定です。

○ジャパンパラ競技大会

競技力の向上と国際大会へ派遣する選手の選考を目的とした本大会は、平成3年度から陸上競技と水泳、5年度からスキー、6年度からアイススレッジホッケー、10年度からアーチェリーの大会が、各々開催されています。

陸上競技、水泳及びスキーの大会には、身体に障害のある人と知的障害のある人が、また、アイススレッジホッケー及びアーチェリーの大会には身体に障害のある人が参加しています。

○デフリンピック

4年に一度行われる、聴覚に障害のある人の国際スポーツ大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。

夏季大会は1924年を第1回としており、2009年には、台湾の台北市において第21回大会が開催されました。次回は、2013年にブルガリアのソフィアにおいて開催が予定されています。

冬季大会は1949年を第1回としており、2007年には、アメリカのソルトレークシティにおいて第16回大会が開催されました。

主な国内・国際障害者スポーツ大会

○アジアパラ競技大会（旧フェスピック大会）

アジアパラリンピック委員会が主催するアジア（中東地域を含む）地域最大の障害者の総合スポーツ大会です。

我が国の呼びかけにより、1975年より、9回にわたり開催されてきたフェスピック競技大会を前身としています。

2010年に中国の広州市で開催された本大会は、フェスピック競技大会の歴史と精神を引き継ぎ、アジアパラリンピック委員会として初めて開催された大会となりました。

次回は、2014年に韓国の仁川において開催が予定されています。



2012ジャパンパラリンピック陸上競技大会
(C)エックスワン

○スペシャルオリンピックス世界大会

4年に一度行われる、知的発達障害のある人のスポーツの世界大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。順位は決定されるものの最後まで競技をやり遂げた選手全員が表彰される、といった特徴がある大会です。

夏季大会は1968年を第1回としており、2011年にはギリシャのアテネにおいて第13回大会が開催されました。次回は2015年にアメリカのロサンゼルスにおいて開催される予定です。

冬季大会は1977年を第1回としており、2013年には韓国^{ピョンチャン}の平昌において第9回大会が開催されました。次回は、2017年にオーストリアにおいて開催される予定です。

○パラリンピック競技大会

オリンピックの直後に当該開催地で行われる、障害者スポーツの最高峰の大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。

夏季大会は、1960年にイタリアのローマで第1回大会が開催され、オリンピック同様4年に一度開催されています。

2012年には、イギリスのロンドンにおいて第14回大会が開催されました。次回は、2016年、ブラジルのリオデジャネイロにおいて開催が予定されています。

冬季大会は、1976年にスウェーデンのエンシェルスヴィークで第1回大会が開催されて以降、オリンピック冬季大会の開催年に開催されています。2010年3月には、カナダのバンクーバーにおいて、第10回大会が開催されました。次回は、2014年、ロシアのソチにおいて開催が予定されています。



ロンドン2012パラリンピック競技大会
(C)エックスワン

ツを推進することが明記された。同法の規定に基づいて24年3月に策定された「スポーツ基本計画」の中でも、年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境の整備を基本的な政策課題としている。これを踏まえ、国では平成24年度より、障害のある人と障害のない人が地域において一体となってスポーツ・レクリエーション活動を行うことができるようにするための実践研究を行うとともに、地域におけるスポーツ・レクリエーション環境の実態を把握する調査を実施している。

(2) 文化活動の振興

最近では、障害のある人によるコンサートや、障害のある人も楽しめる舞台芸術公演、展覧会等も各地で開催されるようになってきている。また、国立劇場や新国立劇場においては、障害のある人の入場料の割引を、国立美術館、国立博物館においては、展覧会の入場料の無料を実施しているほか、全国各地の劇場、コンサートホール、美術館などにおいて、車いす使用者でも利用できるトイレやエレベーターの設置等障害のある人に対する環境改善も進められている。

また、障害のある人の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、「第12回全国障害者芸術・文化祭さが大会」(平成24年度)が佐賀県において開催された。

6. 福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援

(1) 福祉用具の普及

福祉用具の公的給付としては、補装具費の支給と日常生活用具の給付(貸与)がある。

平成18年10月の「障害者自立支援法」の施行に伴い、それぞれの定義の明確化や給付対象品目の見直しを行った。補装具については、従前の現物給付から同法に基づく補装具費として、購入又は修理に要する費用の支給制度に改めたところである。

補装具費の支給は、身体に障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、身体機能を補完又は代替するものとして、義肢、装具、車椅子、盲人安全つえ、補聴器等の補装具の購入又は修理に要した費用の一部について公費を支給するものである。

日常生活用具の給付(貸与)は、日常生活を営むのに著しく支障のある障害のある人に対して、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具等を給付又は貸与するものである。平成18年10月の「障害者自立支援法」の施行に伴い、日常生活用具給付等事業は地域生活支援事業の一事業として位置付けられ、実施主体である市町村が地域の障害のある人のニーズを勘案の上、柔軟な運用が可能となった。

平成25年度からは、「障害者総合支援法」の対象となる難病患者等も、補装具費や日常生活用具給付等事業の対象となった。

なお、身体に障害のある人の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する一定の物品については、消費税は非課税とされている。

(2) 情報・相談体制の充実

福祉用具の情報については、公益財団法人テクノエイド協会において、福祉用具の製造・販売企業の情報や福祉用具の個別情報にかかるデータベース(福祉用具情報システム:TAIS)を構築しており、インターネットを通じてこれらの情報を提供している。

公益財団法人テクノエイド協会

<http://www.techno-aids.or.jp>